

Empirical Study of Minimum Wage in Japan

虞, 尤楠

<https://hdl.handle.net/2324/4474925>

出版情報：九州大学, 2020, 博士（経済学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）



氏 名 : 虞尤楠

論 文 名 : 日本の最低賃金の決定要因および影響に関する実証分析
(Empirical Study of Minimum Wage in Japan)

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

近年、世界の多くの国で最低賃金の引き上げが行われる中で、最低賃金をめぐる議論は再び活発になっており、最低賃金の役割が改めて注目されている。

日本の最低賃金制度は、1959年の「最低賃金法」によって制定され、その後、1968年と2008年の二回にわたり改訂された。最低賃金法の2007年の改正(2008年に施行)により、賃金の低廉な労働者の就労条件の改善や労働力の質的向上のための政策は以前と比べると強化されていると言える。しかし、その一方で、最低賃金が必ずしも労働者間の所得格差の縮小や、低賃金労働者の処遇改善に十分に寄与できていないのではないかとという疑問も根強く存在している。

本研究では、このような現状を踏まえ、最低賃金の決定要因および最低賃金が労働者の賃金・雇用・厚生に及ぼす影響について、計量経済学の分析手法をもとに評価を試みる。

第一章では、最低賃金の発展の歴史を整理した上で、日本の最低賃金制度を他国の制度と比較し、日本の最低賃金の特徴を考察した。また、最低賃金の決定要因やその影響を分析した代表的な研究を取り上げ、主な結果について考察を行った。

まず、日本の最低賃金の大きな特徴の一つは、「審議会方式」による賃金決定であり、中央最低賃金審議会による地域区分ごとの目安額の提示をもとに、各都道府県の地方最低賃金審議会が毎年賃金額の改定に関与する仕組みに注目した。そして、「審議会方式」による賃金決定は、多様な利害関係者による調整を通じて、地域ブロック内の賃金格差の拡大をある程度まで抑制することに貢献しており、2008年の改正賃金法の施行後は、生活保護の水準との整合性にも配慮している点を指摘した。

また、最低賃金に関する先行研究のサーベイでは、最低賃金が雇用や所得格差・貧困に及ぼす影響を分析した実証研究に特に注目した。これらの研究では、多様な分析結果が報告されているが、最低賃金が所得分配の平等化や貧困の削減に一定の影響を与える点については、多くの先行研究が実証している点を指摘した。全体としては日本の最低賃金の水準は国際的に見て未だ十分とは言えない状況にあり、今後の最低賃金の役割の強化が期待される。また、最低賃金はその効果を十分に発揮するためには、最低賃金制度が他の社会保障制度や企業のWLB(Work Life Balance)支援制度との整合性を持つようにするための一体的な制度設計が重要である。

第二章では、日本の最低賃金の決定要因を分析した。特に、先行研究で詳細に分析されていない隣接都道府県の水準との比較や災害の有無、生活保護給付が最低賃金の決定に与える影響を2003～2016年の日本の都道府県別パネルデータをもとに、計量分析を用いて検証している。複数の計量モデルの分析結果から、各都道府県の地域別最低賃金は、都市部、地方ともに、前年の隣接都道府県の最低賃金水準の変化の影響を受けている点が示された。当該地域の諸要因だけでなく、社会経済的に交流が大きい隣接県の最低賃金の水準の影響も受けていることから、審議会方式を通じた政治

的な調整メカニズムが機能しているといえる。また、他の決定要因についてみると、失業率については有意に負であり、雇用環境の悪化は最低賃金の上昇を抑制する傾向が見られた。ただし、家計消費などの地域経済指標は非有意であり、当該都道府県の地域経済の実態が最低賃金に十分に反映されていない可能性がある。生活保護給付の最低賃金に対する影響は、「健康で文化的な最低限度の生活」の確保に配慮した改正最低賃金法施行（2008年7月）以降も十分には確認できなかった。

第三章では、日本の最低賃金の引き上げ額の合理性について、中国との比較を通じてさらに検討した。日本と中国の最低賃金の水準が、それぞれの国の政策目的に合致する形で決定されているかを分析するため、両国のパネル・データを用いて最低賃金の要因を調べる計量モデルの推定を行い、分析結果の比較を行った。操作変数を用いた固定効果モデルによる計量分析の結果に基づくと、日本と中国の最低賃金は確かに、法律が定めるように、経済発展の水準、労働市場における雇用の状況、社会保障の水準などの要因をある程度参照しながら決められていることがわかった。ただし、日本の県内総生産の成長率や家計消費支出のように、いくつかの変数については、当初の仮説とは異なり、逆の相関や無相関が見られる。また、日本の最低賃金制度ならびに中国の社会保障制度における一連の改革は、最低賃金の水準に対して一定の影響を与えている可能性が示された。

第四章では、日本における保育士や幼稚園教諭の人手不足の状況を踏まえ、地域別最低賃金の引き上げが保育士・幼稚園教諭の賃金水準にどのような影響を与えているかについて、都道府県レベルのパネルデータを1995~2015年の期間で構築し、検証を行った。GMM推定を用いた賃金関数の推定結果によると、ランクC、Dの地域区分に属する地方で勤務する幼稚園教諭(女性)に関しては、平均賃金が相対的に低い他の職業と同様に、最低賃金が有意に正の影響を与えている点が示された。一方、保育士(女性)については、都市部、地方ともに、最低賃金の引き上げの正の効果は確認できなかった。

第五章では、日本の地域別最低賃金の引き上げが労働者の主観的な厚生への影響について、『全国就業実態パネル調査』の個票データ（2017~2018年のパネルデータ）をもとに、Difference in Differenceモデルによる検証を行った。パネルデータによる推定結果によると、最低賃金の引き上げは、最低賃金の影響を受けやすいトリートメントグループの労働者の賃金水準に正の影響を与えており、労働時間には負の影響を与えていた。すなわち、現行の最低賃金制度は、「最低賃金法」の理念が示すとおり、賃金の増加、労働時間の減少を通じて労働条件をある程度まで改善していることが示された。また、最低賃金の引き上げは、全体として低賃金労働者の主観的な厚生（幸福度）に有意に正の影響を与えていた。健康問題について、最低賃金の引き上げより、低賃金労働者、特に男性の「背中・腰・肩が痛む」、「動悸や息切れがする」、「ひどく疲れている」、「食欲がない」および「よく眠れない」などの健康問題が減少する傾向が見られた。さらに、最低賃金の引き上げの効果が最低賃金の近傍で働く労働者のトリートメントグループにも確認ができ、最低賃金の波及効果が日本でも一定程度存在すると考えられる。

終章では、論文の実証研究の結果より、全体を通じた考察ならびに政策提言を行った。これまでの章で得られた分析結果を踏まえ、公共部門において必要とされる政策的な含意として、①最低賃金未滿や最低賃金近傍で働く労働者と貧困・健康との関係についての検証、②一般労働者の長時間労働による最低賃金未滿の実態についての検証、③一連の「働き方改革」が最低賃金未滿や最低賃金近傍で働く労働者の実際の働き方に与えた影響の検証など、をまとめている。最後に、最低賃金制度が、家計や地域経済にどのような影響を与えるかについて、様々な観点から検討を加え、適切な範囲での施策が講じられる必要があると結論づけている。

現在、最低賃金の地域間格差について、同一ランク内では縮小の動きが進んでいるが、ランク間では逆に拡大の傾向が見られる。2000年代以降の最低賃金の変化が労働者の賃金水準の地域間格差

や雇用、労働移動にどのような影響をもたらしていたかなど、これらの点についての詳細な分析は、今後の重要な研究課題である。